## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目15番3号 株式会社エスプール 代表取締役社長浦 上 壮 平

## 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年2月26日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成19年2月27日(火曜日)午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号鉄鋼会館704号室

3. 会議の目的事項

報告事項 第7期(平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)事業 報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第7期(平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)計算 書類承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役5名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

第6号議案 会計監査人選任の件

以上

(注)

<sup>(11)</sup> 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出でいますよう、お願い申し上げます。

<sup>2.</sup>株主総会参考書類、事業報告、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.spool.co.jp)において掲載することにより、お知らせいたします。

#### (添付書類)

## 第7期事業報告

(自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日)

#### 1. 会社の現況に関する事項

当社は、有価証券報告書提出会社ですが、当事業年度は会社法上の大会社ではありませんので、連結計算書類の作成義務はありません。したがって、事業報告のうち連結に係わる内容については参考情報であり、26頁の監査役の監査報告の対象外となっております。

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループの状況

#### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な原油高や個人消費の低迷等があったものの、製造業を中心とした好調な企業業績や、堅調な設備投資に支えられ、景気回復の裾野が非製造業や中小企業にも広がって参りました。全体としては、ゆるやかな景気回復基調が持続しているものと考えております。一方、雇用情勢においては、11月の完全失業率が4.0%、完全失業者数は前年同月比33万人減の259万人で1998年4月以来の水準にまで下がっております。これは好調な業績を背景に企業が積極採用を進めているためで、雇用の不足感が拡大しております。

このような状況のもと、企業部門においては中核事業に積極投資をするため、また、操業度を確保するため、人材アウトソーシングへのニーズが高まっております。当社グループでは、これらの需要を取り込み業容を拡大すべく、首都圏に5拠点、関西地区に1拠点の新規出店を行いました。損益面においては、売上総利益率の改善が進んだものの、業容拡大や管理部門強化のための人員採用や登録スタッフ募集費用の増加により販売費及び一般管理費が増加しております。以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,990,338千円(前連結会計年度比5.0%増)、営業利益は205,814千円(前連結会計年度比31.8%増)となりました。営業外損益では、新規上場等に係る費用が26,294千円発生しており、経常利益は194,702千円(前連結会計年度比13.2%増)、当期純利益は101,682千円(前連結会計年度比2.6%減)となりました。

#### 事業別概況

事業セグメント別の売上高は次のとおりです。

	売上高 (千円)	前期比	構成比		
総合人材アウトソーシング事業	4,522,994	111.8%	90.6%		
モバイル・マーケティング事業	188,173	98.2	3.8		
その他事業	285,227	55.0	5.7		
消去又は全社	6,057	-	0.1		
合 計	4,990,338	105.0	100.0		

#### (総合人材アウトソーシング事業)

総合人材アウトソーシング事業では、企業業績の回復により、需要が好調に推移しました。これらの需要を取り込むため、当連結会計年度においては、首都圏に4支店及び1営業所、関西地区に1支店の新規出店を行い、総合人材アウトソーシング事業を展開する拠点は当連結会計年度末で22拠点となりました。これらの結果、当事業では、コールセンター向けの人材派遣が増加したほか、物流業務も底堅く推移しました。一方、営業支援業務はデジタル・モバイル関連の新規案件の獲得が第4四半期にずれ込み、苦戦いたしました。また、雇用情勢の改善が進んだため、登録スタッフの確保が思うようにいかず、機会損失が発生いたしました。

以上の結果、売上高は4,522,994千円(前連結会計年度比11.8%増)となりました。損益面においては、人員数、拠点数の増加や募集環境の悪化により、販売費及び一般管理費が増加しました。しかし、取引採算見直しによる売上総利益率の改善が、これらの販売費及び一般管理費の増加を吸収しております。その結果、営業利益は429,284千円(前連結会計年度比17.1%増)となりました。

## (モバイル・マーケティング事業)

モバイル・マーケティング事業では、大型案件に集中的に関与したためその他の営業活動が手薄となり、売上高が188,173千円(前連結会計年度比1.8%減)と前連結会計年度を下回る結果となりました。損益面においては、体制建て直しのため下期に人員の投入を行ったため、利益率が悪化しております。その結果、営業利益は9,814千円(前連結会計年度比62.7%減)となりました。

#### (その他事業)

その他事業では、企業研修業務が好調に推移したパフォーマンス・コンサルティング事業の売上が大幅に増加しました。一方、平成16年10月より試験的に開始した労務管理の代行業務は当連結会計年度第1四半期で終了しております。以上の結果、売上高は285,227千円(前連結会計年度比45.0%減)、営業利益は71,560千円(前連結会計年度比22.6%増)となりました。

#### 当社の状況

当社は、平成18年4月28日に会社分割によりパフォーマンス・コンサルティング事業を分社化しました。これにより、当社は総合人材アウトソーシング事業を中心とした事業活動を行い、各子会社は独立した経営責任のもと、迅速かつ柔軟な意思決定を行うことで、その成長スピードの極限化を図る体制となっております。

また、当社は、平成18年2月10日、大阪証券取引所「ヘラクレス」市場に 上場いたしました。

以上の結果、当期の売上は4,682,021千円(前期比2.4%増)、営業利益は 163,583千円(前期比20.6%増)、経常利益は136,165千円(前期比3.1%増)、 当期純利益は60,236千円(前期比18.0%減)となりました。

#### (2) 対処すべき課題

日本経済は全般的に回復基調が続いております。しかし、IT技術の革新的な進歩や雇用形態の多様化等、経営環境の急速な変化を背景に、企業部門においては、更なるコアビジネスへの経営資源集中とコスト削減が進んでおります。その受け皿としてアウトソーシングのニーズが高まっており、市場規模も順調に拡大していくものと思われます。一方で、景気の回復基調が進んでいくと雇用環境も益々改善すると予想され、登録スタッフを始めとする人材の確保という面においては厳しさが増していくと認識しております。このように当社グループを取り巻く環境は強弱両面のまだら模様であり、継続的に成長できる経営基盤の構築・強化に向けて、需要と供給のバランスを取りつつ、以下の項目に重点的に取り組んで参ります。

#### 拠点網の拡充

当社グループの主力事業である総合人材アウトソーシング事業では、現在22ある拠点を更に拡充すべく新規出店を進めて参ります。また、各拠点にある営業・管理系の機能は本部等に集約し、各拠点においては登録スタッフの確保・育成の機能を強化して参ります。

デジタル・モバイル関連店頭販促業務の強化

デジタル・モバイル関連店頭販促業務では、ブロードバンド回線獲得業務が減少し、当連結会計年度はやや失速した感がありました。しかし、第4四半期に新規案件の獲得も進み、体制の建て直しも出来つつあります。今後は積極的に資源を投入し、拡大を図って参ります。

ロイヤリティの高い優秀な社員の確保

優秀な社員を入社・定着させるために、新卒採用及び中途採用によって計画的な採用活動を行うとともに、中途社員を早期に戦力化するための研修プログラムをより充実させて参ります。

#### (3) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は29,532千円で、その主なものは新規出店に係る内装工事や什器備品等の購入、サーバー増強のためのシステム投資等であります。

#### (4) 資金調達の状況

平成18年2月9日付、公募増資により、1,500株の新株式を発行いたしました。発行価額は1株につき231,250円、発行総額は346,875千円であります。

新株引受権の行使により、1,718株の新株式を発行いたしました。発行総額は102,958千円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

平成18年4月28日付で、パフォーマンス・コンサルティング事業を会社分割により分社化し、新たに株式会社エスプール総合研究所(連結子会社)を設立しました。

- (6) 事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得の状況 該当事項はありません。
- (8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

# (9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 当社企業集団の財産及び損益の状況

	X	区分		第4期 (平成15年11月期)	第5期 (平成16年11月期)	第6期 (平成17年11月期)	第7期(当期) (平成18年11月期)
売	上	i	高 (千円	3,261,147	3,845,546	4,751,162	4,990,338
経	常和	[i]	益 (千円	144,147	139,074	172,051	194,702
当	期純	利:	益 (千円	126,340	83,548	104,397	101,682
1 棋	当たり当期	朝純利	益 (円)	16,703.81	3,543.20	4,427.39	3,916.59
総	資	j	産 (千円	996,739	1,115,631	1,260,357	1,778,352
純	資	į	産 (千円	602,611	686,159	776,409	1,310,886
1 柞	朱当たり:	純資	産 (円)	76,668.10	29,099.23	32,926.62	48,818.98

- (注) 1. 平成16年9月1日付で株式1株を3株に分割しております。なお、第5期の1株 当たり当期純利益は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
  - 2. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び、「貸借対照表の純資産 の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### 財産及び損益の状況の推移

	X	分	第4期 (平成15年11月期)	第5期 (平成16年11月期)	第6期 (平成17年11月期)	第7期(当期) (平成18年11月期)
売	上	高 (千円)	3,185,951	3,645,202	4,570,197	4,682,021
経	常 利	益 (千円)	207,470	100,406	132,014	136,165
当	期 純 利	益 (千円)	156,203	58,686	73,419	60,236
1 株	当たり当期純	利益 (円)	19,873.27	2,488.84	3,113.63	2,320.16
総	資	産 (千円)	996,114	1,095,904	1,220,345	1,675,615
純	資	産 (千円)	632,475	691,161	750,433	1,240,877
1 枚	株当たり純貧	資産 (円)	80,467.56	29,311.36	31,824.99	46,303.00

- (注) 1. 平成16年9月1日付で株式1株を3株に分割しております。なお、第5期の1株 当たり当期純利益は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
  - 2. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び、「貸借対照表の純資産 の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

# (10) 重要な親会社及び子会社の状況 重要な子会社の状況

	숲	社	名		資	本	金	議決権比率	主要な事業内容
(株)エス	スプール	・マ-	ケティ	ング		11	千円 ,860	% 95.2	市場調査業務
(株)	パ	ス	カ	ル		18	,000	100.0	雇用・勤怠管理代行企画
(株) 工	スプー	・ル 総	合研究	5 所		10	,000	100.0	研修・コンサルティング

#### 企業結合の成果

当期の連結対象子会社は上記の3社、持分法適用会社は1社であり、当期の連結売上高は4,990,338千円(前連結会計年度比5.0%増)、連結当期純利益は101,682千円(同2.6%減)となりました。

### (11) 主要な借入先の状況

			借	λ		先				借入金残高	
(株)	Ξ	菱	東	京	U	F	J	銀	行	20,000	千円
(株)	Ξ		#	住		友	ŝ	銀	行	20,000	
(株)	あ		お	ぞ		5	ŝ	銀	行	20,000	

#### (12) 主要な営業所

本 社 東京都中央区 支 店

	地			域		支 店 数	都 道 府 県 別
北	海	道	•	東	北	2	北海道 1 、宮城県 1
関					東	14	東京都8、千葉県2、神奈川県2、埼玉県2
中	部	•		関	西	4	愛知県2、大阪府2
中	国	•		九	州	2	広島県1、福岡県1
	合			計		22	

### (13) 主要な事業内容

当社は、人材派遣事業を中核に、業務受託、コンサルティング事業等を行っております。

#### (14) 従業員の状況

#### 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
192名	49名増

(注) 上記データには、59名の契約社員及び28名のアルバイトが含まれております。

#### 当社従業員の状況

従 業	員 数	平均年齢	平均勤続年数		
当期末現在	前期末比増減	十 <sup>ナ</sup> ンナ 困7	十つ利約十数		
169名	31名増	28歳10ヶ月	2年0ヶ月		

(注) 上記データには、58名の契約社員及び25名のアルバイトが含まれております。

#### 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

26,798株

(注) 当期中の増加

- 1. 平成18年2月9日に、公募増資により発行済株式の総数が1,500株増加しました
- 2. 平成18年2月13日に、新株引受権の行使により発行済株式の総数が59株増加しました。
- 3. 平成18年3月29日に、新株引受権の行使により発行済株式の総数が1,659株増加しました。

(2) 株主数

1.795名

#### (3) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

	株	主	名		持	株	数		
浦	上		壮	平				5,699	株
吉	村		慎	吾				5,078	

(4) その他株式に関する重要な事項 特記事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

目的となる株式の種類及び数 普通株式 236株

取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

第4回無担保新株引受権付社債(平成12年5月29日発行)

			新株予約権 の数	目的となる 株式の種類		保有者数	権利行使期間
取	締	役	-	普通株式	177株	1名	平成12年 5 月30日から 平成21年 5 月27日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社	会社における地位 氏 名				氏	名		担当又は他の法人等の代表状況等	
代会	表長	取兼	締社	役 長	浦	上	壮	平	
取		締		役	吉	村	慎	吾	株式会社エスプール総合研究所 代表取締役
取		締		役	赤	浦		徹	インキュベイトキャピタルパートナーズ ゼネラルパートナー
常	勤	監	查	役	藤	井		満	
監		查		役	畑	中		裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社 代表取締役
監		查		役	吉	岡		勇	社会保険労務士

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	区分		支給人員(名)	支給額 ( 千円 )
取	締	役	2	30,420
監	查	役	3	9,000
合		計	5	39,420

- (注) 1. 平成 16 年 10 月 29 日の株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額 100,000 千円であります。
- (注) 2. 平成 15 年 9 月 11 日の株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額 2,500 千円であります。

#### 5. 社外社員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役、社外役員等の兼任の状況

取締役赤浦徹は、インキュベイトキャピタルパートナーズのゼネラルパートナーを兼務しております。なお、当社との取引関係はありません。また、サイボウズ株式会社の社外取締役を兼務しております。

(2) 当該事業年度における主な活動状況

取締役赤浦徹は、当期開催の取締役会すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (3) 責任限定契約の内容

当社と会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める金額のいずれ か高い額となります。

#### (4) 報酬等の総額

当事業年度において社外取締役に支払った報酬はありません。

#### 6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針を定め、体制構築を進めております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置付けて、コンプライアンスに関する基本方針を制定し、取締役並びに使用人が法令及び定款等を遵守することの徹底を図る。

代表取締役は、コンプライアンス担当役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、その結果を取締役会に報告する。

当社の事業活動に関連して遵守することの求められる法令等を遵守するため、業務に必要な手引書を整備し、コンプライアンス確保のための教育、指導を実施するとともに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関して、 統括責任者として情報管理担当役員を任命し、文書管理規程に従い、取締 役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」とい う)に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理担当役員を任命する。

各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が、また組織横断的 リスク状況の監視及び全社的対応は当該リスク管理担当役員と管理本部が 実施する。

上記のリスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。

内部監査部門は、リスク管理体制について内部監査を実施し、その結果 を代表取締役及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、代表取締役以下業務担当取締役、執行役員及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

取締役会を原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催し、 業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。

取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、代表取締役は執行役員で構成される執行役員会を開催し、業務執行につき効率的な審議を行うとともに、経営情報の共有を図る。

社内規程の整備運用により組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンスに関する基本方針のもと、グループ各社に、コンプライアンス責任者を配置し、その管理について当社コンプライアンス担当役員が総括する。

当社グループ各社の管理は関係会社管理規程に基づき実施し、業績及び 経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告 し、もしくは事前協議を行う体制を構築する。

当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を配置するものとする。

監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、 取締役の指揮命令を受けず、当該使用人の任命、異動、考課等人事権に係 る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制

監査役は、取締役会のほか執行役員会その他重要と思われる会議に出席し、取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、また、書類の提示を求めることができるものとする。

取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他の重要会議を通じて、 もしくは直接監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項について定期 的または速やかに報告するものとする。

- ) 取締役会、執行役員会で審議された重要事項
- ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- )内部監査に関する重要事項
- ) 重大な法令・定款違反に関する事項
- ) その他コンプライアンス・リスク管理上の重要事項
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、代表取締役、内部監査部門、監査法人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

本事業報告上の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位:千円)

科	目	金 額	科 目	金 額
資産の部			負債の部	
  流動資産		1,535,308	流動負債	467,466
現金及で	が預金	879,485	金 掛 金	5,351
			短期借入金	60,000
受取手形及		586,229	未 払 費 用	208,328
たな卸	資産	589	未 払 法 人 税 等	58,104
繰 延 税 3	金 資 産	22,037	未払消費税等	42,473
そ の	他	51,841	賞 与 引 当 金	5,942
貸倒引	当 金	4,875	そ の 他	87,266
固定資産		243,044	負 債 合 計	467,466
│ │ 有形固定資産		42,867	純資産の部	
建	物	11,977	株 主 資 本	1,308,251
その	他		資 本 金	584,730
	16	30,889	資本剰余金	465,671
無形固定資産		54,676	利益剰余金	257,849
ソフト・	ナェア	54,419	新株予約権	50
そ の	他	257	少数株主持分	2,585
投資その他の資産		145,500		
投資有(	証 券	40,406		
敷金及び	保証金	103,425		
そ の	他	1,667		
		.,007	純 資 産 合 計	1,310,886
資 産 合	計	1,778,352	負債及び純資産合計	1,778,352

# 連結損益計算書

(自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日)

(単位:千円)

科	目		金	額
売 上	高			4,990,338
売 上 原	価			3,572,397
売 上 糸	総 利 益	ì		1,417,941
販売費及び一般	管 理 費			1,212,126
営 業	利 益	ì		205,814
営 業 外 し	及 益			
持 分 法	投 資	利 益	16,292	
受 取	利	息	281	
そ	Ø	他	509	17,084
営 業 外 引	費用			
支 払	利	息	907	
コミット:	メントフ	<b>1</b> −	899	
公 開 準	備	費 用	17,303	
株 式	交 付	費	8,991	
そ	<b>0</b>	他	94	28,196
経常	利 益	Ì		194,702
特 別 損	失			
固定資	産 除	却 損	1,714	1,714
税金等調整	前 当 期 純	利 益		192,987
法人税、住民	税 及 び 事	■ 業 税	92,830	
法 人 税 🕯	等 調 鏨	整額 額	1,678	91,152
少 数 株	主 利	益		152
当 期 約	吨 利	益		101,682

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日)

(単位:千円)

					十四・ココノ
	ħ	朱 主	資 本	Z	新株予約権
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	お川木丁7糸51作
平成17年11月30日残高	393,000	207,200	176,209	776,409	417
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	191,730	258,471		450,201	
剰余金の配当			20,043	20,043	
当期純利益			101,682	101,682	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					367
連結会計年度中の変動額合計	191,730	258,471	81,639	531,841	367
平成18年11月30日残高	584,730	465,671	257,849	1,308,251	50

## (単位:千円)

	•	
	少数株主持分	純資産合計
平成17年11月30日残高	2,432	779,260
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行		450,201
剰余金の配当		20,043
当期純利益		101,682
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	152	215
連結会計年度中の変動額合計	152	531,626
平成18年11月30日残高	2,585	1,310,886

#### 連結注記表

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)エスプール・マーケティング

㈱パスカル

㈱エスプール総合研究所

当社はすべての子会社を連結しております。なお、(株)エスプール総合研究所は、平成18年4月に会社分割により設立した子会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社 ㈱ケータイソリューション 当社はすべての関連会社に持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

なお、㈱パスカルは決算期変更により、平成18年7月1日から平成18年11月30日までの5ヶ月決算となっております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資產 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年~15年

その他 3年~10年

無形固定資産

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に

基づく定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時金額費用処理

#### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

#### 6. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) 純資産の部の表示

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、当連結会計年度末における従来の表示による資本の部の合計額に相当する額は1,308,251千円であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

53,800千円

#### 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 26,798株

## (2) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年2月28日 定時株主総会	普通株式	20,043	850	平成17年11月30日	平成18年3月1日

# 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当た リ配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年2月27日 定時株主総会	普通株式	29,477	1,100	平成18年11月30日	平成19年2月28日

#### (3) 新株予約権等に関する事項

		目的となる	目的となる株式の数(㈱)				当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
	第2回無担保新株 引受権付社債	普通株式	187		187		
	第3回無担保新株 引受権付社債	普通株式	690		690		
提出会社	第4回無担保新株 引受権付社債	普通株式	826		590	236	50
	第5回無担保新株 引受権付社債	普通株式	59		59		
	旧商法第280条ノ19 第1項の規定に基 づく新株引受権	普通株式	192		192		
	合計		1,954		1,718	236	50

- (注) 当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものです。
- 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

48,818円98銭

3,916円59銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社バックスグループとの間で平成19年1月16日に業務提携契約を締結しました。この業務提携は、企業の営業支援、軽作業派遣、人材教育に関する多様なニーズを両社がワンストップで受け付け、それぞれの競争優位性を持った事業領域でのアウトソーシングサービスを提供することにより、双方の顧客に対しスピーディーで付加価値の高いサービスの提供を目指して、営業支援・軽作業派遣の相互営業を行うことを目的とするものであります。

# 貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科 目	金額
資産の部		負 債 の 部	
		流動負債	434,737
流 動 資 産	1,388,855	置 掛 金	4,086
現 金 及 び 預 金	746,056	短 期 借 入 金	60,000
 売掛金	551,458	未 払 金	40,633
   前 払 費 用	47,497	未 払 費 用	205,711
		未 払 法 人 税 等	40,964
操延税金資産	20,493	未 払 消 費 税 等	35,779
そ の 他	28,013	預 り 金	36,572
   貸倒引当金	4,663	賞 与 引 当 金	5,942
		そ の 他	5,047
固 定 資 産 	286,759	負 債 合 計	434,737
有形固定資産	41,774	純資産の部	
建物	11,977	株 主 資 本	1,240,827
   車 両 運 搬 具	81	資 本 金	584,730
	29,715	資本剰余金	465,671
工 具 器 具 及 び 備 品 		資本準備金	465,671
無形固定資産	54,676	利益剰余金	190,426
ソフトウェア	54,419	その他利益剰余金	190,426
   電話加入権	257	繰越利益剰余金	190,426
	100 207	新株予約権	50
投資その他の資産	190,307		
関係会社株式	85,214		
敷金及び保証金	103,425		
そ の 他	1,667	純 資 産 合 計	1,240,877
資 産 合 計	1,675,615	負債及び純資産合計	1,675,615

# 損 益 計 算 書

(自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		4,682,021
売 上 原 価		3,399,304
売 上 総 利 益		1,282,717
販売費及び一般管理費		1,119,133
営 業 利 益		163,583
営 業 外 収 益		
受 取 利	息 276	
受 取 手 数	料 499	776
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 907	
コミットメントフィ	<b>–</b> 899	
公 開 準 備 費	用 17,303	
株 式 交 付	費 8,991	
その	他 92	28,194
経 常 利 益		136,165
税 引 前 当 期 純 利	益	136,165
法人税、住民税及び事業	税	76,220
法 人 税 等 調 整	額	291
当 期 純 利	益	60,236

# 株主資本等変動計算書

(自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日)

(単位:千円)

	株	主資	本
		資本剰余金	利 益 剰 余 金
	資 本 金	資本準備金	その他利益剰余金
		貝中华佣並	繰越利益剰余金
平成17年11月30日残高	393,000	207,200	150,233
事業年度中の変動額			
新株の発行	191,730	258,471	
剰余金の配当			20,043
当 期 純 利 益			60,236
株主資本以外の項目の			
事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	191,730	258,471	40,193
平成18年11月30日残高	584,730	465,671	190,426

(単位:千円)

	株主資本		
	株主資本合計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
平成17年11月30日残高	750,433	417	750,850
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行	450,201		450,201
剰余金の配当	20,043		20,043
当期純利益	60,236		60,236
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)		367	367
事業年度中の変動額合計	490,394	367	490,026
平成18年11月30日残高	1,240,827	50	1,240,877

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年~15年 その他 3年~10年

無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に

基づく定額法

繰延資産

支出時全額費用処理

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) 純資産の部の表示

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び、 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用 しております。なお、当事業年度末における従来の表示による資本の部の 合計額に相当する額は1,240,827千円であります。 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権

28,964千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

53,410千円

(3) 新株引受権

新株引受権付社債による新株引受権の残高は、以下のとおりであります。

社債の種類	新株引受権の 未 行 使 残 高	目的となる 株式の種類	目的となる 株 式 の 数	貸借対照表日 現在の行使価額
第4回新株引受権付社債	9,833千円	普通	236株	41千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

15,823千円

- 5. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 普通株式

26,798株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年2月28日 定時株主総会	普通株式	20,043	850	平成17年11月30日	平成18年3月1日

# 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年2月27日	普通株式	29.477	1.100	平成18年11月30日	平成19年2月28日
定時株主総会		,,	,		

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

 未払事業税
 2,995千円

 賞与引当金及び未払賞与
 13,516千円

 未払事業所税
 2,055千円

 未払費用
 1,632千円

 貸倒引当金
 294千円

 繰延税金資産合計
 20,493千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

46,303円00銭

(2) 1株当たり当期純利益

2,320円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社バックスグループとの間で平成19年1月16日に業務提携契約を締結しました。この業務提携は、企業の営業支援、軽作業派遣、人材教育に関する多様なニーズを両社がワンストップで受け付け、それぞれの競争優位性を持った事業領域でのアウトソーシングサービスを提供することにより、双方の顧客に対しスピーディーで付加価値の高いサービスの提供を目指して、営業支援・軽作業派遣の相互営業を行うことを目的とするものであります。

### 監査役の監査報告書 謄本

#### 監査報告書

私たち監査役は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年1月16日

株式会社エスプール

常勤監査役 藤井 満印

監 査 役 畑 中 裕 印

監 査 役 吉 岡 勇 邱

以 上

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

第1号議案 第7期(平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)計算書類 承認の件

本議案は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について、添付書類(20頁から25頁)に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、これらの書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと判断して提出いたしております。

#### 第2号議案 剰余金の処分の件

#### 第7期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、財務体質の強化と今後の事業展開への対応を図るために必要な内部留保を確保しつつも、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。このような基本方針に則り、各期の連結経営成績に応じた利益還元として、連結配当性向20%を目標にしてまいります。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当800円、 上場記念配当300円とし、前期末に比べ1株につき250円増配し、1,100円(総額 29,477,800円)の配当を期末における株主様の御所有株式数に応じてお支払さ せていただきたいと存じます。なお、期末配当の効力発生日(期末配当金の支 払開始日)は平成19年2月28日であります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

「会社法」の規定に対応するため、変更案第4条(機関の設置)、同第7条(株券の発行)、変更案第24条(常勤監査役)及び変更案第25条(監査役会)を新設するものであります。

電子公告制度の導入が認められたことに伴い、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類、事業報告等の記載事項について、より充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第14条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更案第15条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議事項について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第20条(取締役会)第3項を新設するものであります。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第26条(損害賠償責任の一部免除)第2項において、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。上記のほか、「会社法」の条文にあわせた規定の加除、修正及び移転など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

	(1 1000 100 200 200 200 200 200 200 200 2		
現行定款	変 更 案		
第1章 総則	第1章 総則		
(商号) 第 1 条 <記載省略>	(商号) 第1条 <現行どおり>		
(目的) 第 2 条 <記載省略>	(目的) 第2条 <現行どおり>		
(本店の所在地)	(本店の所在地)		
第 3 条 <記載省略>	第3条 <現行どおり>		
<新 設>	(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監 査役会及び会計監査人を置く。		
(公告の方法) 第 <u>4</u> 条 当会社の <u>公告</u> は、 <u>日本経済新聞に</u> 掲載してする。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。		

現行定款	変 更 案
70 10 12 11	
第2章 株式 <u>及び端株</u>	第2章 株式
<u>(発行する株式の総数)</u>	<u>(発行可能株式総数)</u>
第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、
100,320株とする。	100,320株とする。
	<u>(株券の発行)</u>
<新 設>	第7条 当会社は、その株式に係る株券を
	<u>発行する。</u>
(自己株式の取得)	
第6条 当会社は、商法第211条/3第1項	<削 除>
第2号の規定により、取締役会の決	(変更案第29条に規定)
<u>議をもって自己株式を買受けること</u>	
<u>ができる。</u>	
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第7条 当会社の発行する株券の種類並び	第8条 当会社の株券の種類、株主(実質
に株式の名義書換、実質株主通知の	ー 株主名簿に記載又は記録された実質
受理、端株の買取請求の取扱、その	株主を含む。以下同じ。) の氏名等株
他株式 <u>及び端株</u> に関する手続並びに	主名簿記載事項の変更、その他株式
手数料は取締役会の定める株式取扱	に関する手続並びに手数料は <u>、</u> 取締
規程による。	役会の定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第8条 当会社は、株式につき名義書換代	第 <u>9</u> 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置
<u>理人</u> を置く。	<.
名義書換代理人及びその事務取扱	<削 除>
場所は、取締役会の決議により選定	
<u>する。</u>	
当会社の株主名簿、実質株主名簿	<削 除>
及び株券喪失登録簿は、名義書換代	
理人の事務取扱場所に備え置き、株	
式の名義書換、実質株主通知の受	
理、単元未満株式の買取及び買増請	
求の取扱い等株式に関する事務は、	
名義書換代理人に取扱わせ、当会社	
<u>においてはこれを取扱わない。</u>	

現行定款	变 更 案
(基準日) 第9条 当会社は、毎決算期現在の株主名 簿に記載又は記録された株主(実質 株主名簿に記載又は記録された実質 株主を含む。以下同じ。)をもって、 その決算期に関する定時株主総会に おいて権利を行使すべき株主とみな す。	<削 除> (変更案第10条に規定)
前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を 定めることができる。	<削除>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<新 設>	(基準日) 第10条 当会社は、毎年11月30日の株主名 簿に記載又は記録された株主をもっ て、定時株主総会において権利を行 使することができる株主とする。
(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、 <u>営業年</u> 度末日の翌日から3か月以内に招集 し、臨時株主総会は、その必要に応 じて招集する。	(招集の時期) 第 <u>11</u> 条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎年2</u> 月にこれを招集する。
(招集者及び議長) 第 <u>11</u> 条 <記載省略 >	(招集 <u>権</u> 者及び議長) 第 <u>12</u> 条 <現行どおり>
(決議要件) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。	(決議要件) 第13条 株主総会の決議は、法令 <u>又</u> は本定 款に別段の定めがある場合を除き、 出席した株主の議決権の過半数をもって <u>行う</u> 。 会社法第309条第2項の規定による 株主総会の決議は、 <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって <u>行う</u> 。

現行定款	変 更 案
<新 設>	(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計 算書類、連結計算書類及び事業報告 に記載又は表示すべき事項に係る情 報を、法務省令の定めるところによ り、インターネットで開示すること ができる。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書	第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明
面を当会社に提出しなければならない。	する書面を当会社に提出しなければ ならない。
(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領及び その結果は、これを議事録に記載又 は記録し、議長並びに出席した取締 役が記名なつ印又は電子署名を行う。	<削除>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第 <u>15</u> 条  <記載省略>	(員数) 第 <u>16</u> 条 <現行どおり>
(選任) 第 <u>16</u> 条 <u>取締役は株主総会において選任す</u> る。	(選任) 第 <u>17</u> 条    <削 除>
<u>取締役の選任決議は、総株主</u> の議 決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもっ て <u>する</u> 。	取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
<記載省略 >	<現行どおり >
(任期) 第 <u>17</u> 条 取締役の任期は、 <u>就任後2年内の</u> <u>最終の決算期に</u> 関する定時株主総会 終結の時までとする。 〈記載省略〉	(任期) 第18条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時ま でとする。 <現行どおり>
この単独は一位と	ヽ坑1]このリノ

現 行 定 款	変 更 案		
	(代表取締役及び役付取締役)		
<新 設>	第19条 取締役会は、取締役の中から代表		
	 取締役若干名を選定する。		
	取締役会の決議により、取締役会		
	 長及び取締役社長各1名、取締役副		
	社長、専務取締役及び常務取締役各		
	<u>若干名を選定することができる。</u>		
(取締役会)	(取締役会)		
第 <u>18</u> 条 <記載省略>	第 <u>20</u> 条 <現行どおり>		
	 <現行どおり>		
<新 設>	取締役が取締役会の決議の目的事		
	項について提案した場合、当該事項		
	の議決に加わることのできる取締役		
	全員が書面又は電磁的記録により同		
	<u>意の意思表示をし、監査役が異議を</u>		
	述べないときは、取締役会の承認決		
	<u>議があったものとみなす。</u>		
<記載省略 >	<現行どおり>		
(代表取締役及び役付取締役)			
第19条 取締役会の決議により、当会社を	<削 除>		
代表すべき取締役若干名を定める。	(変更案第19条に規定)		
取締役会の決議により、取締役会			
長及び取締役社長各1名、取締役副			
社長、専務取締役及び常務取締役各			
<u>若干名を定めることができる。</u>			
<u>(報酬)</u>			
第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、	< 削 除 >		
<u>株主総会の決議をもってこれを定め</u>			
<u> </u>			

現行定款	変 更 案
(取締役の責任免除)	
第20条の2 当会社は、取締役会の決議を	< 削 除 >
もって、商法第266条第1項第5号の	(変更案第26条に規定)
行為に関する取締役(取締役であっ	(XXXXIIIIXI)
た者を含む。)の責任を法令が定める	
範囲で免除することができる。	
当会社は、社外取締役との間で商	<削除>
法第266条第 1 項第 5 号の行為による	(変更案第26条に規定)
照償責任に関する契約を締結するこ	(交叉来和20水に流足)
とができる。但し、その賠償責任の	
限度額は100万円以上であらかじめ定	
められた金額又は法令が定める金額	
<u>のられた本領文は広マかたのる本領</u> のいずれか高い額とする。	
第5章 監査役	第5章 監査役 <u>及び監査役会</u>
(員数)	(員数)
第21条 当会社に監査役3名以内を置く。	第21条 当会社に監査役 <u>5</u> 名以内を置く。
(選任)	(選任)
第22条 監査役は、株主総会において選任	第22条 <削 除>
<u>する。</u>	
<u>監査役の選任決議は、総株主</u> の議	<u>監査役の選任は、株主総会におい</u>
決権の3分の1以上を有する株主が	て、議決権を行使することができる
出席し、その議決権の過半数をもっ	<u>株主</u> の議決権の3分の1以上を有す
て <u>する</u> 。	る株主が出席し、その議決権の過半
	数をもって <u>行う</u> 。
(任期)	(任期)
第23条 監査役の任期は、就任後4年内の	第23条 監査役の任期は、選任後4年以内
最終の決算期に関する定時株主総会	に終了する事業年度のうち最終のも
終結の時までとする。	のに関する定時株主総会終結の時ま
	でとする。
<記載省略>	<現行どおり>
	(常勤監査役)
<新設>	第24条 監査役会は、監査役の中から常勤
	 監査役若干名を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	(監査役会) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役 に対し会日の3日前までに発する。 但し、緊急のときはこの期間を短縮 することができる。 監査役会の運営その他に関する事 項については、監査役会の定める監 査役会規程による。
(報酬) 第24条 監査役の報酬及び退職慰労金は、 株主総会の決議をもってこれを定め る。	<削除>
(監査役の責任免除) 第24条の2 当会社は、取締役会の決議を もって、監査役(監査役であった者 を含む。)の責任を法令が定める範囲 で免除することができる。	<削 除> (変更案第26条に規定)
<新設>	第6章 取締役、監査役の責任免除
<新 設>	(損害賠償責任の一部免除) 第26条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。  当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については100万円以上、社外監査役については100万円以上、社外監査役については100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。
第6章 計算	第7章 計算
(営業年度) 第25条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年12月1 日から翌年11月30日まで <u>の年1期と</u> し、毎営業年度末に決算を行う。	(事業年度) 第 <u>27</u> 条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年12月 1 日から翌年11月30日まで <u>とする。</u>

現行定款	変 更 案
<u>(利益配当)</u>	<u>(剰余金の配当)</u>
第26条 利益配当は、毎決算期現在の株主名	第28条 株主総会の決議により、毎事業年
簿に記載又は記録された株主若しく	度末日の株主名簿に記載又は記録さ
は登録質権者及び同決算期現在の端	れた株主若しくは登録株式質権者に
株原簿に記載又は記録された端株主	<u>対し、期末配当を行うことができる。</u>
<u>に対しこれを行う。</u>	
<新 設>	前項のほか、取締役会の決議によ
	り、毎年5月31日の株主名簿に記載
	又は記録された株主若しくは登録株
	式質権者に対し、中間配当を行うこ
	<u>とができる。</u>
(中間配当)	
第27条 取締役会の決議により、毎年5月	<削 除>
31日現在の株主名簿に記載又は記録	(変更案第28条に規定)
された株主若しくは登録質権者及び	
同日現在の端株原簿に記載又は記録	
された端株主に対し、商法第293条ノ	
5の規定による金銭の分配(中間配	
当という。) を行うことができる。	
	<u>(自己株式の取得)</u>
<新 設>	第29条 取締役会の決議により、市場取引
	等による自己株式の取得を行うこと
	<u>ができる。</u>
(配当金 <u>等</u> の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 <u>28</u> 条 <u>利益</u> 配当金及び中間配当金が支払	第30条 期末配当金及び中間配当金が支払
開始の日から満3年を経過してもな	開始の日から満3年を経過してもな
お受領されないときは、当会社はそ	お受領されないときは、当会社はそ
の支払の義務を免れる。	の支払の義務を免れる。

## 第4号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役の全員(3名)は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

#### 取締役候補者

候補者番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、	担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	浦 上 壮 平 昭和41年8月25日	平成 4 年 7 月 平成 7 年 4 月 平成10年 6 月 平成11年12月	株式会社タートルスタディスタッフ)入社 同社取締役 当社設立代表取締役社長 当社代表取締役会長兼CEO	5,699株
2	吉 村 慎 吾 昭和43年10月6日	平成16年10月	当社取締役副社長 当社代表取締役社長兼COO 当社取締役(現任)	5,078株
3	赤 浦 徹 昭和43年8月7日		日本合同ファイナンス株式会社 (現株式会社ジャフコ)入社 インキュベイトキャピタルパー トナーズ設立ゼネラルパートナ ー(現任) 当社取締役(現任)	325株

候補者番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、	担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	竹 原 相 光 昭和27年4月1日	昭和56年12月 平成2年9月 平成8年8月 平成17年4月 平成17年6月	ピートマーウィックミッチェル会計事務所入所 クーパースアンドライブランド会計事務所(現みすず監査法人) 入所 同監査法人社員 同監査法人代表社員 ZECOOパートナーズ株式会社設立代表取締役(現任) 株式会社CDG取締役(現任) 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役(現任)	0 株
5	佐 藤 英 朗 昭和45年11月4日	平成12年9月 平成15年2月	人)入所 公認会計士登録 当社入社	953株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 各候補者が所有する当社株式数は平成18年11月30日現在のものであります。
  - 3.赤浦徹氏及び竹原相光氏は、社外取締役の候補者であります。

#### 第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤井満氏、監査役畑中裕氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 監査役候補者

候補者番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、	担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	徐 進 昭和43年 7 月25日	平成8年6月	三菱電機株式会社入社 株式会社クロスウェイプ入社 株式会社アクセスポート(現 JWord株式会社)入社 有限会社泰進設立代表取締役 (現任)	0 株
2	畑中 裕 昭和35年 1 月17日	平成元年5月平成3年4月	赤井電機株式会社入社 リピングストーンコミュニケーション入社 エムアンドシーコンサルティン グ設立 エムアンドシーコンサルティン グ株式会社設立代表取締役(現 任) 当社監査役(現任)	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 各候補者が所有する当社株式数は平成18年11月30日現在のものであります。
  - 3. 徐進氏及び畑中裕氏は、社外監査役の候補者であります。

#### 第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、本株主総会終結時をもって会社法第2条第6号に定める大会社となり同法第328条第1項により会計監査人設置会社となりますので、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。 会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

1 . 名称	みすず監査法人		
2 . 主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル32階		
	昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 昭和63年7月 新光監査法人と合併し中央新光監査法人 となる 平成5年7月 中央監査法人に名称変更		
3.沿革	平成12年4月 青山監査法人と合併し中央青山監査法人 となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併		
	平成18年9月 みすず監査法人に名称変更		
4.人員構成	社員数:公認会計士 331名 職員数:公認会計士 907名 会計士補 428名 その他 617名		
	計 2,283名		

以上

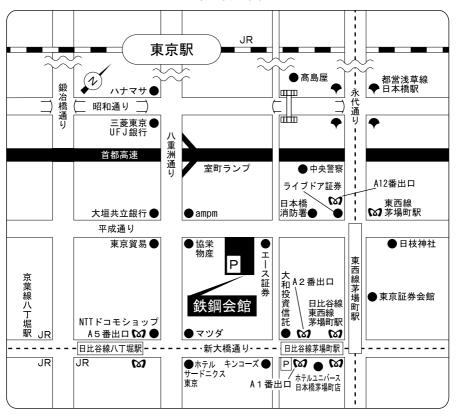
## 第7期定時株主総会会場ご案内

会場:東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館704号室

TEL: 0120 - 404855

#### 案 内 図



## 地下鉄(東京メトロ)

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口(日本橋消防署方面)、日 比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口(八丁堀方面)、日比谷線八丁堀駅 下車の場合はA5番出口(八丁堀交差点方面)をご利用ください。